

類に付ても相當數量の買入れを行ふことゝなつた。此の割當は既に各府縣に割當られたのであるが、右は米穀の場合と同様完全供出を目途として割當られたものであるから、之が供出は絶対に確保しなければならぬのである。

此の麥類の供出に付ては一般農家の涙ぐましき協力振りには多大の感謝感激を致す次第であるが、従來自家用と稱して小麥の委託製粉を行ふ供出未済者が屢々見受けられ、斯くては完全供出に大なる支障を來すことゝなるので、各農家ではそれ〴〵割當られた管理麥の完全出荷を行ふ期日までは、供出未済者は勿論供出完了者でも之が委託加工を極力制限して是非共所期の目的を達せられるやう切望する次第である。

尙ほ賃加工業者及び農事實行組合作事場管理者に於ても同様の趣旨に依り之が受託は差控えられたい。(農務課)

◎ 行 旅 死 亡 人

岩手縣上閉伊郡大槌町長ニ於テ左記行旅死亡人取扱ヒタル旨通知有之候ニ付心當リノ向ハ直接町長宛照會相成度

鳥取縣公報

第千四百四十七號

金 曜 日

目 次

- 縣 令 一頁
- 鳥取縣繭檢定手数料規則廢止 一頁
- 條 例 一頁
- 鳥取縣繭檢定手数料條例改正 一頁
- 訓 令 一頁
- 地方制度改正 三頁
- 告 示 三頁
- 保險藥劑師指定 四頁
- 彙 報 四頁
- 陸上小運搬營業規則制定 五頁
- 漁獲物は全部集荷場へ 六頁
- 青少年義勇軍鳥取中隊指導員募集 七頁

- 一、本籍地 住所、氏名不明
- 一、年 齡 推定四十三歳位ノ男
- 一、身 体 五尺六寸位体格中等榮養佳良一見漁夫風
- 一、着 衣 國防色ノズボン白地ニ黒縞ノ三尺禪鐵色ノジャケット白地ニ黒縞ノ襯衣、紺ノ半纏
- 一、所持品 ナ シ
- 一、死亡ノ場所 上閉伊郡大槌町大字吉里々々堀合丑太郎ガ漁夫八名ト共ニ漁船神寶丸ニ乗船前記場所ヲ航行中漂流中ノ死体發見引上ゲタルモノニシテ死亡ノ場所等不詳ナリ
- 一、埋葬年月日 昭和十八年五月二十九日
- 一、取扱者 岩手縣上閉伊郡大槌町長

鳥取縣令

鳥取縣令第四十四號

鳥取縣繭檢定手数料規則ハ鳥取縣繭檢定所手数料條例改正ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

昭和十八年七月二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

條 令

鳥取縣條例第四號

鳥取縣繭檢定所手数料條例左ノ通改正ス

昭和十八年七月二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣公報 每週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和十八年七月二日

(昭和四年四月十五日)

鳥取縣繭檢定所手数料條例

第一條 鳥取縣繭檢定所ニ繭ノ檢定其ノ他ノ請求又ハ申請ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ依リ手数料ヲ納付スベシ

一 繭檢定手数料

(イ) 蠶糸用又ハ繭糸用短纖維用ノ繭檢定(繭檢定規則第十七條第一項ノ規定ニ依ル繭檢定ヲ除ク)

普通區ノ荷口ニ付 一圓五十錢

大區ノ荷口ニ付 二圓五十錢

(ロ) 開繭式短纖維其ノ他ノ用ノ繭檢定

一 荷口ニ付 一圓

(ハ) 繭檢定規則第十七條第一項ノ規定ニ依ル繭檢定

一 荷口ニ付 五十錢

(ニ) 繭檢定規則第九條但書ノ規定ニ繭檢定ヲ併セ行フ場合

(イ) 號又ハ(ハ)號ノ金額ノ外一荷口ニ付 五十錢加算

(ホ) 繭檢定規則第十四條第一項ノ規定ニ依ル繭檢定

(イ) 號又ハ(ニ)號ノ金額ノ外一荷口ニ付 一圓加算

二 繭鑑定手数料

一件ニ付 五十錢

三 屑繭鑑定手数料

一 荷口ニ付 二圓

四 繰絲試驗手数料

生糸量三、七五疋ニ付金五圓以上ニ於テ生糸ノ價格及

作業費ヲ參酌シ知事之ヲ定ム

五 蠶蛹含水量率鑑定手数料

一件ニ付 八十錢

六 乾繭手数料

生繭一疋ニ付五錢以上ニ於テ作業費ヲ參酌シ知事之ヲ

定ム

七 繭檢定證、繭鑑定證、屑繭鑑定證及蠶蛹含水量率鑑定

證ノ再下付又ハ謄本手数料

一通ニ付 十錢

第二條 前條第一號、第二號、第三號、第五號、第六號及

第七號ノ手数料ハ請求又ハ申請ノ際第四號ノ手数料ハ生

糸引渡ノ際之ヲ納付スベシ

テ國策ノ滲透徹底ト國民生活ノ安定確保トニ付十全ノ機能ヲ發揮セシメントスルニ在リ

而シテ本改正ノ要諦ハ市町村長ヲ基幹トシタル市町村內全般ニ亘ル各種施策ノ綜合計畫化ヲ圖リ其ノ負荷セラレタル

重大使命達成上必要ナル協力體制ヲ整備確立シ市町村ヲシテ眞ニ國民團結ノ基礎タラシメ愈々自治翼賛ノ本義ヲ發揚

セシメントスルニ外ナラス

本改正ガ果シテ克ク其ノ成果ヲ舉グルヤ否ヤハ繫リテ其ノ運用ノ如何ニ存ス須ク本改正ノ本旨ヲ體シ施策ノ綜合運營

ニ任ジテ市町村行政ノ刷新振作ヲ期スベシ苟クモ濫ニ權ヲ用ヒ因リテ民意ノ暢達ヲ阻塞スルガ如キハ本改正ノ眞精

神ヲ没却スルモノニシテ嚴ニ之ヲ戒慎セザルベカラズ叙上ノ趣旨ハ關係吏僚ハ固ヨリ廣ク市町村民一般ニ之ヲ周知徹

底セシメ眞ニ協力一致相率キテ市町村自治ヲシテ國家ノ要請ニ即應シ其ノ眞髓ヲ顯現昂揚セシムルニ最善ノ努力ヲ效

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

第四條 本條例施行ニ關シ必要ナル細則ハ知事之ヲ定ム

ニ拘ラズ手数料ハ之ヲ還付セズ

繰糸試驗ニ着手シタル後ニ於テハ事由ノ如何ニ拘ラズ手

數料ハ之ヲ徵收ス

訓 令

鳥取縣訓令第十一號

市 町 村

市町村組合 町村組合

今次地方制度改正ノ趣旨トスル所ハ時運ノ進展ト共ニ市町村行政ノ責務愈々重大ナルニ鑑ミ國家ノ要請ニ即應シテ之

スベシ

右訓令ス

昭和十八年七月二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

告 示

◎正 誤

昭和十八年六月二十五日附鳥取縣告示第三百三十八號中
十五頁五行七段「40」ハ「140」ノ誤

◇鳥取縣告示第三百四十八號

健康保險法、國民健康保險法並ニ船員保險法ニ基ク保險藥劑師左ノ通指定セリ

昭和十八年七月二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

藥局ノ名	藥局所在地	氏名	指 定 年 月 日
藤井藥局	西伯郡淀江町大字 淀江八二二番地	藤井 武雄	昭和十八年 六月二十三日

陸上小運搬營業規則 制定

輸送は協力増強の原動力
小運搬も擧て國策協戮へ

事變以來燃料其の他の資材が緊迫した爲自然貨物自動車
の輸送能力が低下せんとする傾向にあるが、戦局の進展と
共に輸送物資は日に激増する有様であるため、到底この貨
物自動車のみで輸送能力に依存することは許されず、凡ゆ
る陸上運搬具を網羅して全機能を發揮せしめ、以て合理的
運営に依つて輸送力の萬全を圖ることが肝要である、既に
貨物自動車に對しては根據法令に則つて指導取締りを行ひ
輸送の統制を徹底して時局の要請に應へつゝあるが、これ
に次ぐ陸上小運搬具即ち荷牛馬車、荷車等を有効に活動せ
しめたならば輸送力の不足も相當緩和せられることと思は
れる。然るに従來これらの運搬具に依る營業は殆ど従業者
の自由になつてゐて、輸送統制の徹底が期せられなかつた

陸上小運搬營業規則を制定し輸送國策に協力せしめるとこ
ゝなつた。即ち

- 一 戦時國策に協力せしめ、眞に國家の代行機關として
輸送力の確保充實を期する。
- 二 事業は新設、改良等總て知事の許可を受けることとし、
主たる營業地等を明かにし、輸送力の配分を適
正にし、且つ事業の健全化を圖ることとした。
- 三 各警察署單位に組合を組織せしめ、之を纏めて組合
聯合會を作り、之等の組合を對象として運送の統制
を行ひ、運賃其の他の料金の凸凹を調整し、並に物
資の配給に關する斡旋を行はしめ、以て斯業育成強
化を圖ると共に陸上小運搬具總動員の体制を整へる
こととした。

等がその要點であつて、知事は必要に應じて營業者又は組
合に對して營業の禁止、停止、運賃其の他料金の變更、組
合の解散又は役員の解任等の命令或は處分をなし、又知事
又は警察署長は營業者又は組合に對して運搬狀況の報告を

徴し、運搬具の検査を行ひ、使用を禁止し、若くは改造を命じ、其の他營業に關して必要なる事項を命ずることになつてゐる。

小運搬業を經營しようとする者は上述の如く知事に申請して許可を受けねばならぬが、現在營業してゐる者は本令施行の六月二十五日より二ヶ月以内に所要事項を届出れば許可を受けたものと見なされるから、所轄警察署を経て至急手續きされたい。營業を讓渡、休止、或は廢止しようとする時も知事の許可を要する。其の他營業者は營業事務所に運搬受託簿を備へて該當事項を其の都度記入せねばならぬのであつて、すべて本令に違反する者は拘留又は科料に處せられることになつてゐるから注意せられたい。

(保安課)

魚類の「統制外を」撤廢し

搬入の「統制外を」撤廢し

鮮魚介配給統制規則中一部改正

縣では「鳥取縣鮮魚介配給統制規則」の一部を改正し去る六月二十九日付鳥取縣令第四十二號を以て之を公布した。

即ち従前の規則では正味五貫を超えない鮮魚介は知事の指定した集荷場への搬入は統制外としてゐたのであるが、管下指定陸揚地の漁況事情は一般小型漁船に依るものが相當數に達してゐて漁獲數量は五貫以内のものが大部分を占め、統制外たるの事由に依り集荷場に搬入しない者があつて漁獲物の集荷を極度に不圓滑ならしめ、ために鮮魚介の需給調整の圓滑な運営が期し難い現況にあるので、今回「統制外の數量」を撤廢し、漁獲物は全部集荷場に搬入せしめて集荷配給の適正を期することとしたのである。

(水産課)

滿蒙開拓青少年義勇軍

明年送出鳥取中隊指導員募集

滿蒙開拓青少年義勇軍昭和十九年一月送出郷土中隊配屬

之を終了した後は原則として義勇隊開拓團指導員として開拓農村の建設に盡瘁し、以て滿洲建國の聖業に挺身し得る者を左記により募集する。想ふに義勇軍訓練ひいては開拓團建設の成否は一に懸つて指導者の如何にあるは贅言を要しない所であつて、身体強健、質實剛健にして意志強固、而も生涯を滿洲開拓の聖業に捧ぐる信念の下、眞に親心を以て訓練生の全生活を指導薰化し得る有徳優秀なものであることを要する。該當者は國策上滿蒙開拓青少年義勇軍の重要性に鑑み、進んで應募されるやう希望する。

一 指導員の種類及人員

- 1 中隊長 一名
 - 2 教學指導員 一名
 - 3 農事指導員 一名
 - 4 畜産指導員 一名
 - 5 教練指導員 一名
 - 6 經理指導員 一名
- 二 應募資格
- 1 中等學校以上の卒業者又は之と同等以上の實力を有する者
 - 2 中隊長は特に幹部及隊員統率の能力ある有徳の者

三 應募手續

- 應募希望者は當該地方事務所長、市長、郡市教育會長又は郡市教育會拓植部長に申出でられたし
- 四 募集期並に銓衡
- 1 願書提出 至急
- 2 銓衡期日 七月上旬の豫定
- 3 訓練所入所 七月中旬の豫定

- 經理指導員は經理に經驗を有し指導力ある者
- 4 畜産指導員は原則として日本又は滿洲國獸醫師法に依る有資格者に限るも、無資格者の場合は内地に於て一ケ年間の特技訓練の後採用するにつき、無資格志望者は右訓練に堪へ得る者
- 5 教練指導員は陸軍兵科下士官(兵長を含む)以上にして成るべく青少年訓練に經驗を有する者
- 6 其の他
 - (イ) 年齢は二十五歳以上四十歳迄の者
 - (ロ) 妻帯者は當分別居生活を爲し得る者

五 養 成

- 1 義勇軍指導者として採用せられたるものは内地及現地を通じ概ね一ケ年の訓練を實施す
- 2 内地及現地訓練中は手當月額概ね四十圓乃至百圓を支給す。手當は從來の収入額、年齢、學歷、家族状況等を考慮して之を定む
- 3 内地及現地訓練中の食費(月二十圓程度)は自辨とす
- 4 渡滿に際しては旅費及支度料を支給す(任地其の他に依り百七十圓より二百三十圓迄)

六 訓練終了者の待遇

1 身 分

所定の訓練を終了したる者は滿洲開拓青年義勇隊訓練本部職員として採用し、義勇隊訓練所に配屬せしむ

2 俸 給

(イ) 本 俸 履歴を考慮し訓練本部に於て本俸額を定む

(ロ) 在勤手當 勤務地に依り差異あるも、概ね本俸の十割乃至十五割を支給す

(ハ) 妻子手當 同一戸籍内にある妻子に對し妻月額十圓、子供一人當月額五圓の手當を支給す。但し算(年二十一歳以上の男子(修學中の者又は不具

瘵疾者にして自活能力なき者を除く)、他に勤務し又は収入ある業務に従事する者には支給せず

(ニ) 宿舍其の他 渡滿後の宿舍は無料貸與す、食費(月三十圓程度)は自辨とす

3 將 來

義勇隊訓練を終了したる時は義勇隊開拓團に移行し日滿兩國政府より開拓團指導員を囑託せらる

(農務課)

鳥取縣公報

昭和十八年六月三十日 外

水曜日

目 次

○告 示

- 昭和十八年度鳥取縣種馬検査・檢定計畫……………一頁
- 狩獵銃獵禁止區域……………四頁

○鳥取縣告示第三百四十六號

種馬統制法施行規則第四十條ニ依ル昭和十八年ニ於ケル種馬ノ檢定検査期日場所及區域左ノ通定メラレタリ

昭和十八年六月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

告 示

昭和十八年鳥取縣種馬検査計畫 (鳥取種馬所管内)

第二班

檢 定 期 日	檢 査 區 域		檢 定 場 ノ 位 置	檢 査 定 ノ 區 分
	道 府 縣	郡 市 町 村		
七 月 十 九 日	鳥 取 市	一 圓 村	鳥 取 市 因 幡 種 付 場	
	岩 美 郡	津 野 村 井 村 東 井 村 浦 田 村		
		服 部 村 成 影 村 大 岩 村		

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル) 昭和十八年六月三十日

(昭和四年四月十五日)